白井谷川	左岸　山口県山口市徳地野谷字丸子一万四百九十四番一地先 右岸　山口県山口市徳地野谷字北谷一万四百九十六番三地先
高巣川	左岸　山口県山口市徳地柚木字上小河内九百六十番地先 右岸　山口県山口市徳地柚木字小河内千九百八番二地先
野谷川への合流点	佐波川への合流点

○防衛省告示第八十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が令和八年三月二十七日次のとおり決定された。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六二	仙台駐屯地	仙台市	国有	建物：約一、四〇〇平方メートル 令和八年三月五日
二〇六二	仙台駐屯地	仙台市	国有	建物：約四七〇平方メートル 令和八年三月五日
二〇六九	神町大高根演習場	村山市	国有	建物：約三四〇平方メートル 令和八年三月五日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八七	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市	国有	土地：約一七〇平方メートル 京浜急行電鉄株式会社が露岩除去工事を実施するため共同使用する。 使用期間：工事完了の日まで

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二〇	日出生台・十文字原演習場	大分県玖珠郡玖珠町	国有	土地：約四、五〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間： 一　年約六週間 二　仮設建物等を設置する場合は、その設置期間 陸上自衛隊玖珠駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇二九	キャンプ・コートニー	うるま市	国有	建物：約一〇〇平方メートル 工作物：庇屋根等 保安施設として追加提供する。
六〇三六	トリイ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村	国有	工作物：門等 管理棟として追加提供する。
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	沖縄市、沖縄県中頭郡北中城村	国有	建物：約一〇平方メートル 工作物：門等 守衛所として追加提供する。

○防衛省告示第八十九号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、松島飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第六十七号）の変更について次のように告示する。

令和八年三月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　飛行場の名称、位置及び所在地 名称　松島飛行場 標点位置　北緯三十八度二十四分十一秒　東経百四十一度十二分四十三秒　標高二メートル 所在地　宮城県東松島市	一　飛行場の名称、位置及び所在地 名称　松島飛行場 標点位置　北緯三十八度二十四分十一秒　東経百四十一度十二分四十三秒　標高二メートル 所在地　宮城県桃生郡矢本町
二・三　［略］	二・三　［同上］
四　設備の概要及び利用上の特記事項 ㈠　滑走路 ア　［略］	四　設備の概要及び利用上の特記事項 ㈠　滑走路 ア　［同上］